

## 自動車点検整備推進運動の実施細目

令和3年8月  
国土交通省関東運輸局  
千葉運輸支局

自動車点検整備推進運動の実施要領に定める自動車点検整備推進協議会（以下「協議会」という。）、大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会（以下「連絡会」という。）及び関東運輸局、管内各運輸支局並びに管内各自動車検査登録事務所（以下「運輸支局等」という。）が実施する内容は、次のとおりとする。

関東運輸局においては、地方独自強化月間の設定を10月とし、地方独自強化月間の重点項目を令和3年度「自動車点検整備推進運動」実施要領第4の1.（1）から（3）まで及びエコ整備（点検・整備によるCO<sub>2</sub>削減効果をいう。以下同じ。）並びに自家用乗用車（マイカー）の日常点検の確実な実施の促進と定める。

主催機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にしつつ、以下、各組織の特性を生かした取組を実施する。その際において、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた対策の実施や取組の見直しを行うことなどにより、本運動の実施体制を確立するものとする。

## 1. 強化月間（9月及び10月）における運輸局・運輸支局等実施事項

実施事項	実施内容
1. 自動車の点検・整備を推進するための広報・啓発活動 (1) イベント等の実施	<p>① イベント開催予定地（自動車なんでも相談窓口等の各地方関係団体が開催する催し物を含む。）の運輸局及び運輸支局等は、イベントが円滑に開催されるようバックアップする。</p> <p>なお、イベント名称には、「自動車点検整備推進運動」を付加するとともに、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を活用する。</p> <p>② 自動車整備振興会等の自動車関係団体の協力を得て「自動車点検整備推進デー」を設定し、本運動の積極的な推進を図る。</p> <p>③ 「自動車点検整備推進デー」等の機会を活用して、全国統一様式を基本としたアンケート調査を実施する。</p>
(2) 総合的な広報・啓発活動の実施	<p>① 国土交通省で作成するポスターを運輸支局等の窓口など目につきやすい場所へ掲示するとともに、チラシ等についても窓口などへ備え置く又は配布するなどして、自動車ユーザー等に対し点検・整備の必要性や重要性について啓発する。</p> <p>なお、一般の自動車ユーザーを対象としたポスター・チラシ等については、イベント等に参加した女性や10代から30代の若者世代の自動車ユーザーへ積極的に展開するよう努める。</p> <p>また、運輸局及び運輸支局等は、次のツールを活用した広報・啓発を積極的に実施するよう努める。</p> <p>・マスメディア（テレビ、新聞を中心。以下同じ。）、ウェブサイト、</p>

	<p>ソーシャル・ネットワーク・サービス（以下「SNS」という。）等の利用（女性、10代から30代の若者世代を焦点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発ワッペン及びのぼりの利用</li> <li>・公共施設、競技場等の掲示板の利用</li> <li>・国土交通省及び協議会が作成した地方啓発活動支援ツールの利用</li> </ul> <p>② 国土交通省から、各地方公共団体、公共交通機関、高速道路株式会社等に対し、ポスターの掲示及びチラシの設置について協力を要請しているところだが、特に必要と判断した者については、直接要請する。</p> <p>また、運輸局及び運輸支局等は、各団体で発行する広報誌や回覧紙に掲載を依頼するなどして、より広く自動車ユーザーに確実な点検・整備の実施を呼びかける。</p> <p>③ エコ整備について、種々の機会を捉えて、自動車ユーザー等に対し幅広く周知するよう努める。</p> <p>④ 令和3年10月から始まる新点検項目「車載式故障診断装置の診断の結果」や大型車の車輪脱落事故、車両火災事故及び車体フレーム腐食による事故防止対策について、チラシを窓口などへ備え置く又は配布するなどして、自動車ユーザーに対し確実な点検・整備の実施を啓発する。</p> <p>⑤ 協議会及び連絡会並びにその構成団体の地方組織による啓発活動が円滑に実施されるようバックアップする。</p>
(3) 講習等の実施	<p>運輸支局等は、協議会構成団体の地方組織が実施する点検・整備に関する実技講習や無料点検に協力する。</p>
(4) 整備不良等に起因する事故防止の啓発	<p>整備管理者研修、運行管理者講習、自動車検査員研修、整備主任者研修等の機会を活用し、受講者に対して本運動の目的、実施事項について周知するとともに、点検・整備の必要性や重要性の啓発に努める。</p> <p>この場合において、別紙1の資料や連絡会構成団体の制作ツール等を活用するとともに、エコ整備やDPF（黒煙除去フィルタ）等の後処理装置付き車の正しい使用方法などを交えながら、点検・整備の確実な実施による事故防止について周知を行う。</p> <p>特に、整備管理者研修等に自家用自動車の整備管理者の自主的な参加を促すよう努めるとともに、大型トラック事業者が選任する整備管理者に対する研修においては、「大型車の車輪脱落事故防止に係る令和2年度緊急対策」（以下「車輪脱落事故防止緊急対策」という。）に基づく適切なタイヤ交換作業や貸切バス事業者が選任する整備管理者に対する研修において、「貸切バス予防整備ガイドライン」に基づく整備管理方法について教示する。</p>
(5) 出前講座等の実施	<p>協議会構成団体の地方組織の協力を得ながら、自動車整備士養成施設に赴き、別紙1の資料等を活用し、点検・整備の実施方法、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等の説明に加えて、エコ整備などを盛り込んだ内容の出前講座を行うよう努める。</p> <p>また、自動車教習所や運転免許センターに対しては、その機関に指導教員として所属する職員に対し、ポスターの掲示等の要請の他、その機関に指導教員として所属する職員へ、学科教本の中に記載されている点検・整備の必要性や重要性と方法について、受講生に対し特に強力に指導を行ってほしい旨伝えるなど、積極的な働きかけを行うよう努める。</p>

<p>2. 自動車ユーザーに対する調査・指導等</p> <p>(1) ・はがき等による点検整備実施状況の調査・指導等</p> <p>・チラシ等配布による自家用乗用車（マイカー）の日常点検の促進等</p>	<p>① 確実な定期点検整備の励行を促進するため、自動車検査証備考欄や検査標章裏面に継続検査時の点検整備実施状況について記載し、自動車ユーザーへ周知する。</p> <p>② 確実な点検・整備の励行を促進するため、継続検査時において最長の間隔で行うべき定期点検が実施されておらず、加えて劣化又は摩耗による保安基準の不適合が確認された場合に、自動車ユーザーに対して、点検等の勧告を発動する。</p> <p>また、点検等の勧告を行った場合には、自動車検査証備考欄に指導履歴を記載し、自動車ユーザーへ周知する。</p> <p>③ 前検査でユーザー車検を行う自動車ユーザーに対し、検査受付時に定期点検整備を確実に実施するよう指導等を行う。</p> <p>なお、事業用自動車及び自家用大型貨物自動車ユーザーに対しては、事前の周知を行ったうえで中間の点検（3ヶ月定期点検等）の実施状況についても確認し指導等を行う。</p> <p>④ 不正改造車・迷惑黒煙情報提供窓口に寄せられた情報を基に、該当する自動車のユーザーに対しはがきを送付して自主点検を促すとともに、点検・整備の必要性や重要性を啓発する。</p> <p>⑤ 前検査で自家用乗用車（マイカー）のユーザー車検を行う個人ユーザーに対し、検査窓口等において、別紙2のチェックシート等の配布により、定期点検に加え、日常点検についても、重要性を周知するとともに、日常点検の実施の促進をする。</p>
<p>(2) 街頭検査での啓発・指導等</p>	<p>① 協議会及び連絡会構成団体の地方組織の協力を得ながら、街頭検査を活用してチラシ等の配布を行い点検・整備の必要性や重要性の啓発を行う。</p> <p>② 街頭検査において、前面ガラスの点検整備済ステッカーや自動車検査証備考欄及び検査標章裏面の点検実施状況の情報を活用し、定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、定期点検整備の確実な励行の指導に加え、自家用乗用車（マイカー）の日常点検についても、別紙2のチェックシート等の配布により、重要性を周知するとともに、日常点検の実施の促進をする。</p> <p>なお、期日の過ぎた点検整備済ステッカーは保安基準不適合となるため、剥がすよう指示をする。</p> <p>③ 運送事業者に対して、車輪脱落事故防止緊急対策1. (2) ②に基づく事故防止対策の徹底を図るための周知・指導を計画的に実施する。</p>
<p>(3) 重点点検の実施</p>	<p>協議会構成団体の地方組織と効果の得られる地域や点検内容等を協議し、次の事項を重点的に実施するよう関係事業者へ要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運送事業者の事業用自動車を対象とし、黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料ポンプ等）の点検・整備を実施する。</li> <li>・整備事業場に入庫した一般整備車両を対象とし、自動車ユーザーの理解を得て実施する黒煙濃度の測定及び黒煙濃度の悪化に大きな影響を</li> </ul>

	与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント等）の点検・整備を実施する。
3. 地方独自の実施事項等	運輸局又は運輸支局は、協議会及び連絡会構成団体の地方組織と協議して、地域の実情に応じた実施事項を企画する。

## 2. 強化月間（9月及び10月）における協議会・連絡会構成団体実施事項

実施事項	実施内容
1. 自動車の点検・整備を推進するための広報啓発活動 (1) イベント等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地方でイベントを開催し、点検・整備を啓発するための周知活動を行う。なお、イベント開催にあたっては、マスメディアや一般来場者の参加が多く見込まれる日時、場所や催し内容に考慮することが望ましい。</li> <li>② 「点検・整備なんでも相談コーナー」、「無料点検コーナー」等のイベントを行うなどして、点検・整備の実施方法及びその必要性について周知する。</li> <li>③ 新品部品と摩耗部品のサンプルを展示するなどして、自動車部品の劣化・摩耗状態を視覚的に訴え、日頃の点検・整備の必要性を啓発する。</li> <li>④ 点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例に加えてエコ整備などを交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。</li> <li>⑤ 長期使用車両のユーザー等に対し、部品の劣化や摩耗によるトラブル防止のため、より丁寧に点検・整備を実施するよう啓発に努める。</li> <li>⑥ 「マイカー点検教室」等の開催においては、点検・整備に関する実技講習として、点検・整備の実施方法等を自動車ユーザー等へ説明するとともに適切な保守管理を促す。</li> <li>⑦ 各イベントにおいては、その名称に「自動車点検整備推進運動」を付加するとともに、国土交通省と共同で作成したキャッチコピー、ロゴ等を活用するとともに、マスメディアを活用して積極的なイベントを行い、マスメディアに多く取り上げられることを通じてイベントに参加しない自動車ユーザーにもイベントの効果が波及するよう努める。</li> <li>⑧ 「自動車不具合情報ホットライン」の存在を周知し、自動車の不具合情報を寄せてもらうよう呼びかける。</li> </ul>
(2) 総合的な広報・啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 国土交通省で作成するポスター、チラシ等を整備工場、販売店、展示場等の窓口に掲示又は備え置き又は配布して、来訪者に広報する。</li> <li>② 定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、別紙1の資料等を活用し、点検・整備を怠った場合の不具合事例、経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を説明し、確実に点検・整備を実施するよう呼びかける。</li> <li>③ エコ整備について積極的に周知する。</li> <li>④ 国土交通省や一般社団法人日本自動車工業会が作成する大型車の車輪脱落事故や車両火災の防止に必要な点検・整備を啓発する広報物等を来</li> </ul>

	<p>訪者の目につきやすい場所へ掲示するとともに、チラシ等についても窓口や応接コーナー等へ備え置く又は配布して、来訪者に広報する。</p> <p>なお、大型車の車輪脱落事故防止の取り組みについては、車輪脱落事故防止緊急対策も踏まえて広報啓発を実施する。</p> <p>⑤ マスメディア等を活用して、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。</p> <p>なお、マスメディアを活用して広告する場合は、国土交通省と共同で作成したキャッチコピーやロゴ等を活用する。</p> <p>⑥ ウェブサイト、SNS及びデジタル広報を活用し点検・整備の必要性や重要性を呼びかけるとともに、日常点検の実施方法が確認できるようにする。</p> <p>ホームページ : <a href="http://www.tenken-seibi.com">http://www.tenken-seibi.com</a>  スマートフォン・携帯電話 : <a href="http://tenken-seibi.com/m/">http://tenken-seibi.com/m/</a></p> <p>⑦ 各団体で実施している会議の機会や会報、機関誌およびホームページ等を利用して、傘下会員及び参加者等へ点検・整備の必要性や重要性を周知する。</p> <p>⑧ 整備工場又は販売店において、定期点検の実施時期が近づいた自動車ユーザーに対して、ハガキ等により定期点検の実施を案内するなど、確実な点検・整備の実施を呼びかける。</p> <p>⑨ 各団体において保有する車両や会員等が使用する車両の車種に応じた適正な点検・整備の確実な実施を図る。</p> <p>⑩ 「自動車不具合情報ホットライン」の存在を周知し、自動車の不具合情報を寄せてもらうよう呼びかける。</p> <p>⑪ 社屋、営業所等における館内放送等によって、所属職員等にマイカーの点検・整備の実施励行を呼びかけるとともに、友人や家族にも所属職員から点検・整備の励行を呼びかけるよう依頼する。</p> <p>⑫ 協議会及び連絡会構成団体の地方組織は、運輸支局等から協力要請があった場合は、講習・出前講座等の実施に協力する。</p>
<p>2. 自動車ユーザーに対する調査・指導等</p> <p>(1) 街頭検査での啓発・指導等</p>	<p>協議会及び連絡会構成団体の地方組織は、運輸支局等から協力要請があった場合は、街頭検査での啓発活動に協力する。</p>
<p>(2) 重点点検の実施</p>	<p>① 運送事業者の大型車について、ホイールの取付状態や燃料装置、車体フレームの腐食状況等の国土交通省が選定する重点箇所に係る点検を実施する。</p> <p>② バス事業者及び貨物運送事業者等の整備管理者は、黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備を重点的に実施する。</p>
<p>3. 地方独自の実施事項等</p>	<p>協議会及び連絡会構成団体の地方組織は、運輸局又は運輸支局が設定する地方独自強化月間及び実施事項の企画並びにその取り組みの実施に協力する。</p> <p>なお、協議会及び連絡会構成団体（地方組織を除く。）は、特定地方独自</p>

強化月間においても各種取組の実施に協力する。

### 3. 協議会・連絡会構成団体等別実施事項

実施事項	実施機関	実施細目
1. 地域イベントの開催	都県整備振興会、 自販連都県支部、 J A F 都県支部、 都県タイヤ商工協同組合	a) 地域イベントには、「点検・整備なんでも相談コーナー」、「無料点検コーナー」等の参加・体験・実践型の催しを設けるよう努める。 b) 展示コーナーで使用する新品部品と使用により劣化した部品のサンプルを提供する。 c) 点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。
2. マイカー点検教室等の開催	都県整備振興会	マイカー点検教室等を開催し、点検・整備に関する実技講習や無料点検、マイカー相談を実施して、自動車ユーザー等の保守管理意識の高揚を図る。 その際、先進安全技術の不具合作動事例や点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例に加えてエコ整備などを交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。 また、大型自動車のユーザー等にも点検・整備を実施するよう啓発に努める。
	自販連都県支部	自動車点検整備推進運動の強化月間中における新車の発表会等を利用して、自動車ユーザーを対象に無料点検等を実施し、点検・整備の必要性や重要性について呼びかける。 また、大型自動車のユーザー等にも啓発するように努める。
	J A F 都県支部	マイカー点検教室等を開催し、点検・整備に関する実技講習や無料点検、マイカー相談を実施して、自動車ユーザー等の保守管理意識の高揚を図る。
3. ポスターの掲示	自動車機構	庁舎・検査場内の利用者の目につきやすい箇所に掲示する。
	軽検協	事務棟・検査棟内の利用者の目につきやすい箇所に掲示する。
	自販連都県支部	社屋、店舗等を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。
	都県整備振興会	社屋、整備工場等を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。
	J A F 都県支部	各支部を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。
	県自家用協会	県自家用自動車協会を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。
	都県バス協、	社屋、待合室、休憩所等の利用者の目につきやすい箇所

	都県トラ協、 都県タクシー協会	に掲示する。
	都県レンタカー協会	社屋、営業所の窓口等の利用者の目につきやすい箇所に掲示する。
	都県タイヤ商工協同組合	店頭等の自動車ユーザーの目につきやすい箇所に掲示する。
	事故対主管支所・支所	主管支所等を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。
	J A 共済都県本部、 全労済都県本部	支店等を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。
4. チラシの 配布	事故対	運行管理者講習の受講者及び適性診断の受診者に配布して、点検・整備の必要性や重要性を周知する。
	自動車機構	a) 庁舎・検査場に備え置き、検査受検等により来訪した自動車ユーザー等に広報する。 なお、街頭検査の機会を活用した広報活動は、運輸支局等に協力して取り組む。 b) 定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、運輸支局等と連携して、定期点検の確実な実施を呼びかける。
	軽検協	a) 事務棟・検査等に備え置き、検査受検等に来訪した自動車ユーザー等に広報する。 なお、街頭検査の機会を活用した広報活動は、運輸支局等に協力して取り組む。 b) 定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、定期点検の確実な実施を呼びかける。
	自販連都県支部、 都県軽自協、 都県中販協、	a) 社屋、店舗に備え置く又は配布して、来訪者に点検・整備の必要性や重要性を周知する。 また、自動車検査証備考欄に記載の点検整備実施状況等の情報を活用し、定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、定期点検の確実な実施を呼びかける。 b) 自動車を販売する際に、購入者に対して点検・整備の必要性や重要性を周知する。
	都県整備振興会	a) 店舗の応接コーナー等に備え置く又は配布して、来訪者に点検・整備の必要性や重要性を周知する。 また、自動車検査証備考欄に記載の点検整備実施状況等の情報を活用し、定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、定期点検の確実な実施を呼びかける。 b) 都県整備振興会で開催するマイカー点検教室等を活用し、参加者に配布し、点検・整備の必要性や重要性を周知する。
	J A F 都県支部	a) 全支部・事務所に備え置く又は来訪者やロードサービス利用時に配布するなど、あらゆる機会を捉えて自動車ユーザー等に周知する。 特に、ロードサービス利用時等に定期点検整備未実施

		<p>の自動車ユーザー等に対しては、点検・整備の確実な実施を呼びかける。</p> <p>b) 各支部で開催するマイカー点検教室等を活用して、参加者に配布して、点検・整備の必要性を周知する。</p>
	県自家用協会	県自家用自動車協会に備え置く又は配布し、自動車ユーザー等に点検・整備の必要性を周知する。
	J A 共済都県本部、 全労済都県本部	店舗等の窓口に備え置く又は配布して、来訪者に点検・整備の必要性を周知する。
5. マスメディア等による広報 (キャッチコピー、 ロゴ等の挿入)	都県整備振興会	<p>a) マスメディア等を活用して、点検・整備を怠った場合の不具合事例事故事例及び経済的負担事例に加えてエコ整備などを交えながら、点検・整備の必要性を訴えていく。</p> <p>b) マスメディア等により広告する場合は、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を挿入する等、統一感のある広報の実施に努める。</p>
	自販連都県支部、 都県軽自協	マスメディア等により広告する場合は、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を挿入する等、統一感のある広報の実施に努める。
	各関係団体	<p>本運動の実施要領、チラシの内容等について、会報又は機関誌に掲載し、広く会員等に広報する。</p> <p>その際、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を挿入する等、統一感のある広報の実施に努める。</p>
6. のぼり、 垂れ幕、横 断幕等の 掲示	自動車機構	啓発ワッペンの着用を行うとともに、運輸支局等と連携して庁舎・検査場を訪れる自動車ユーザーの目につきやすい箇所にのぼりを設置する。
	軽検協	啓発ワッペンの着用を行うとともに、事務棟・検査棟を訪れる自動車ユーザーの目につきやすい箇所にのぼりを設置する。
	都県整備振興会	<p>整備振興会、整備工場及びマイカー点検教室等を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。</p> <p>その際、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴを使用することにより、統一感のある広報の実施に努める。</p>
	都県バス協	乗合バス車両の前面に横断幕を掲示すること等により、自動車点検整備推進運動の周知に努める。
7. ハガキの 送付等	軽検協	前検査を受検した自動車ユーザーに対し、啓発ハガキを送付することにより、定期点検を確実に実施するよう呼びかけるとともに、定期点検の実施状況を調査する。
	自販連都県支部等	販売店では、定期点検の実施時期の近づいた自動車ユーザーに対して、定期点検の実施について呼びかける。
	都県整備振興会	整備工場では、定期点検の実施時期の近づいた自動車ユーザーに対して、定期点検の実施について呼びかける。
8. その他	関係団体	a) 各団体において保有する車両や会員等の使用する車両



		<p>の自主点検を実施するとともに、車種に応じた適正な点検・整備の確実な励行を図る。</p> <p>b) 社屋、営業所等における館内放送等で、所属職員にマイカーの点検・整備の実施励行を呼びかけるとともに、家族にも所属職員から点検・整備の励行を呼びかけるよう依頼する。</p> <p>c) 国土交通省の行う定期点検の実施状況の調査や確認について、その協力を努める。</p>
--	--	---